

# 株 主 各 位

愛知県常滑市唐崎町2丁目88番地  
**ジャニス工業株式会社**  
代表取締役社長 山 川 芳 範

## 第81期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第81期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年6月25日(木曜日)午後5時30分までに当社に到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成27年6月26日(金曜日)午前10時
2. 場 所 愛知県常滑市唐崎町2丁目88番地  
当社 本社事務所 (後記会場ご案内図をご参照ください)
3. 目 的 事 項  
報 告 事 項 第81期 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)  
事業報告の内容及び計算書類の内容報告の件  
決 議 事 項  
第1号議案 取締役4名選任の件  
第2号議案 監査役3名選任の件  
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合、インターネットの当社ウェブサイト(<http://www.janis-kogyo.co.jp/>)において、修正後の事項を掲載させていただきます。

(添付書類)

# 事業報告

平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで

## 1. 会社の現況

### (1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、消費税率の引き上げ前の駆け込み需要の反動から年度前半は急速に落ち込みましたが、夏場以降は緩やかに回復してきております。そして企業収益の改善を背景に、設備投資は緩やかに回復しており、雇用情勢におきましては着実な改善が続いております。今後については、原油安や各種政策による影響で底堅く推移していくと思われませんが、原油価格の上昇や海外経済の下振れによっては、わが国経済の景気を下振れさせるリスクを依然として抱えております。

当社関連業界におきましては、年度前半に落ち込んだ新設住宅着工戸数が夏場頃から持ち直してきましたが、依然として消費税率引き上げ前の水準には回復しておりません。しかし、企業収益・雇用情勢の改善が続く中で今後は底堅く推移していくものと思われまます。

こうした状況の中、お客様にお役立ちできる『提案営業』を推進し、「フロントスリム」トイレを中心とした拡販に注力し、売上高の拡大を図ってまいりました。平成26年8月には、省エネ性能や実用的な機能をつめこんだ新商品を発売し、リフォーム需要の取り込みに注力してまいりました。生産面では、原材料・燃料等の値上げに対し、設備導入による効率化や、従来より全社で取り組んでおりますコスト削減活動を強力に進めるとともに、『業績を尊重する精神』を全社員が常に意識し、製造原価低減を中心に収益率の向上に努めてまいりました。

その結果、当事業年度の売上高は5,074百万円（前年同期比61百万円増）、営業利益は188百万円（前年同期比63百万円減）、経常利益は205百万円（前年同期比64百万円減）、当期純利益は184百万円（前年同期比48百万円減）となりました。

### (2) 設備投資等の状況

当事業年度の設備投資総額は、256百万円であり、当事業年度中に完成しました主要な設備は、本社工場における衛生陶器製造設備であります。

### (3) 資金調達状況

当事業年度の資金調達につきましては、第三者割当による自己株式の処分を行い、総額で69百万円の資金調達を行いました。

#### (4) 対処すべき課題

国内景気は、消費税増税による反動があるものの、各種政策の効果により企業収益は回復を続け、それに伴い雇用情勢・企業投資も増加し緩やかに回復していくものと思われます。しかし、海外の景気の動向によっては下振れするリスクを依然として抱えております。当社を取り巻く環境は、新設住宅着工戸数は底堅く推移していくと思われませんが、企業間競争の激化など、引続き厳しい状況が続くものと思われます。

このような厳しい市況環境の中、今後は、『需要を創造し、社会に広く認知された Janis ブランドの構築』を第4次中期経営計画のスローガンとし、大型設備投資による製造原価低減と国内衛生機器メーカーとして高品質な商品づくりに注力し、経営理念にある独創性と活力ある人材づくりをすすめ、お客様視点で高付加価値商品やサービスをご提供してまいります。

こうした課題に対処するため、以下の基本方針に社員一丸となって全力で取り組んでまいります。

- ① 80周年を迎える『日本ブランド』の衛生陶器メーカーとして、国内外の特色ある企業とのコラボレーションを推進し、事業基盤の拡大を図ってまいります。
- ② トイレメーカーとしてコア技術に磨きを掛け、安全で品位ある『フロントスリム』商品をご提供すると共に、安心で迅速なサービス対応を通じてお客様のニーズを事業運営に反映してまいります。
- ③ 国内メーカーとして環境負荷とコストを低減し、お客さまにお役立ちができる『提案営業』を推進し、社員一同『業績を尊重する精神』を貫き、継続的に業績を確保してまいります。

## (5) 財産及び損益の状況

| 区 分           | 第78期<br>(平成24年3月期) | 第79期<br>(平成25年3月期) | 第80期<br>(平成26年3月期) | 第81期(当期)<br>(平成27年3月期) |
|---------------|--------------------|--------------------|--------------------|------------------------|
| 売 上 高 (百万円)   | 4,467              | 4,716              | 5,013              | 5,074                  |
| 経 常 利 益 (百万円) | 228                | 268                | 270                | 205                    |
| 当期純利益 (百万円)   | 147                | 220                | 233                | 184                    |
| 1株当たり当期純利益    | 8円03銭              | 11円99銭             | 12円60銭             | 10円03銭                 |
| 総 資 産 (百万円)   | 4,534              | 4,695              | 4,863              | 5,080                  |
| 純 資 産 (百万円)   | 2,266              | 2,496              | 2,621              | 2,834                  |
| 1株当たり純資産      | 123円63銭            | 134円21銭            | 142円07銭            | 153円89銭                |

(注) 1株当たり当期純利益は自己株式数控除後の期中平均株式数に基づき、1株当たり純資産は自己株式数控除後の期末発行済株式総数に基づき、それぞれ算出しております。なお、第81期の自己株式数には、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)保有の当社株式493,000株を含めております。

## (6) 主要な事業内容 (平成27年3月31日現在)

| 事業区分    | 主要な製品の名称                              |
|---------|---------------------------------------|
| 衛 生 機 器 | 衛生陶器、温水洗浄便座(サワレット)、<br>トイレカウンター、洗面化粧台 |

## (7) 主要な営業所及び工場 (平成27年3月31日現在)

| 種 別   | 名 称 : 所 在 地                                                    |
|-------|----------------------------------------------------------------|
| 本 社   | 愛知県常滑市                                                         |
| 営 業 所 | 東日本支店(東京都)、西日本支店(大阪府)、<br>中部営業所(愛知県)、東北営業所(宮城県)、<br>九州営業所(福岡県) |
| 工 場   | 本社工場、大野工場、久米工場(以上愛知県)                                          |

## (8) 従業員の状況 (平成27年3月31日現在)

| 従業員数       | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------------|-------|--------|
| 179名(10名減) | 38.0歳 | 14.2年  |

(注) ( ) 内は前期末比増減であります。

(9) 主要な借入先の状況 (平成27年3月31日現在)

| 借入先           | 借入金残高  |
|---------------|--------|
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 160百万円 |
| 株式会社名古屋銀行     | 106    |
| 知多信用金庫        | 49     |
| 株式会社大垣共立銀行    | 38     |

(注) ㈱三菱東京UFJ銀行と融資限度額を決めたコミットメントライン契約(融資限度額500百万円)を締結しております。

2. 会社の株式の状況 (平成27年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 73,000,000株  
(2) 発行済株式の総数 19,167,715株 (自己株式861,488株を含む。)  
(3) 株主数 1,116名  
(4) 大株主

| 株主名                    | 持株数     | 持株比率  |
|------------------------|---------|-------|
| タカラスタンダード株式会社          | 2,951千株 | 15.7% |
| ジャニス工業取引先持株会           | 1,771   | 9.4   |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行          | 910     | 4.8   |
| 株式会社LIXIL              | 900     | 4.8   |
| 株式会社三井住友銀行             | 585     | 3.1   |
| 伊奈輝三                   | 575     | 3.1   |
| 三井住友信託銀行株式会社           | 500     | 2.7   |
| 資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口) | 493     | 2.6   |
| 伊奈喜代                   | 405     | 2.2   |
| 株式会社木村技研               | 364     | 1.9   |

- (注) 1. 当社は、自己株式368,488株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。なお、自己株式368,488株には、資産管理サービス信託銀行㈱(信託E口)が保有する当社株式493,000株を含んでおりません。  
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

当社は、平成27年1月26日開催の取締役会において、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めるため、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託(J-ESOP)」の導入を決議いたしました。この導入に伴い、平成27年3月16日に資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が当社株式493,000株を取得しております。

## 3. 会社の新株予約権等の状況（平成27年3月31日現在）

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

### (1) 平成25年7月16日開催の取締役会決議による新株予約権

- ① 新株予約権の行使時の払込金額 1円
- ② 新株予約権の行使価額 1個につき1,000円
- ③ 新株予約権の行使条件 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間に限り募集新株予約権を行使できるものとする。
- ④ 新株予約権の行使期間 平成25年8月2日から平成55年8月1日まで
- ⑤ 当社役員の保有状況

|                   | 新株予約権の数 | 目的となる株式の種類及び数 | 保有者数 |
|-------------------|---------|---------------|------|
| 取締役<br>(社外取締役を除く) | 68個     | 普通株式68,000株   | 4人   |

### (2) 平成26年7月14日開催の取締役会決議による新株予約権

- ① 新株予約権の行使時の払込金額 1円
- ② 新株予約権の行使価額 1個につき1,000円
- ③ 新株予約権の行使条件 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間に限り募集新株予約権を行使できるものとする。
- ④ 新株予約権の行使期間 平成26年8月2日から平成56年8月1日まで
- ⑤ 当社役員の保有状況

|                   | 新株予約権の数 | 目的となる株式の種類及び数 | 保有者数 |
|-------------------|---------|---------------|------|
| 取締役<br>(社外取締役を除く) | 75個     | 普通株式75,000株   | 4人   |

## 4. 会社役員の状況（平成27年3月31日現在）

### (1) 取締役及び監査役の状況

| 会社における地位  | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況    |
|-----------|---------|-----------------|
| 代表取締役社長   | 山 川 芳 範 |                 |
| 取 締 役     | 杉 江 泰 紀 | 特販事業部長 兼 商品開発部長 |
| 取 締 役     | 谷 口 敏 彦 | 営業部長            |
| 取 締 役     | 宇 野 正 敏 | 生産部長            |
| 取 締 役     | 富 本 和 伸 | 経営管理部長          |
| 常 勤 監 査 役 | 水 野 修   |                 |
| 監 査 役     | 森 田 雅 也 |                 |
| 監 査 役     | 水 野 吉 博 |                 |

- (注) 1. 監査役森田雅也氏及び水野吉博氏は、社外監査役であります。
2. 監査役森田雅也氏は、公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
3. 杉江泰紀氏は平成27年3月25日に取締役を辞任いたしました。なお当該取締役の地位及び担当は退任時の地位及び担当であります。
4. 当社は社外取締役を選任しておりませんが、社外取締役を置くことが相当でない判断した理由は、当社の事業内容に精通する専門家の社外取締役候補者を探すのは非常に困難があり、門外漢の候補者を選ぶことはかえって企業価値を損なうおそれがあります。また監査役を含め少数人数で運営する中で、取締役の増員は経営判断への影響が大きく、慎重に判断する必要があります。一方、社外監査役を含めた各監査役は、取締役会において適宜必要に応じた積極的な意見を表明しており、これらは各取締役が議決権行使をするにあたって有益なものとなっています。従って、社外取締役に対し一般に期待される経営全般や利益相反の監督機能は実質的に実現されておりますので、適任者を見出せなかった現時点において、単に形式的のみ社外取締役を選任することは、求められている企業価値の維持向上の観点からも適切でないと考えております。

### (2) 取締役及び監査役の報酬等の金額

| 区 分       | 支給人員 | 報酬等の額    |
|-----------|------|----------|
| 取 締 役     | 5名   | 50,635千円 |
| 監 査 役     | 3    | 17,104   |
| (うち社外監査役) | (2)  | (7,334)  |
| 合 計       | 8    | 67,739   |

- (注) 1. 株主総会の決議による年額報酬限度額は、取締役が年額150,000千円（平成23年6月定時株主総会決議）、監査役が年額30,000千円（平成23年6月定時株主総会決議）であります。
2. 取締役の報酬等の額のほか、平成21年6月26日開催の第75期定時株主総会の決議に基づき、役員退職慰労金を退任取締役1名に対し1,630千円支給しております。
3. 上記報酬等の額には、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額（取締役9,860千円）を含んでおります。
4. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まれておりません。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 監査役 森田雅也

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会は10回開催された中で10回出席し、監査役会は10回開催された中で10回出席し、適宜社外の立場から質問を行うとともに、必要に応じて意見を述べております。

ウ. 責任限定契約の概要

当社と、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金100万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。

#### ② 監査役 水野吉博

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会は10回開催された中で9回出席し、監査役会は10回開催された中で9回出席し、適宜社外の立場から質問を行うとともに、必要に応じて意見を述べております。

ウ. 責任限定契約の概要

当社と、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金100万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。

なお、会社法施行規則第124条に定める社外役員を設けた株式会社の特則につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                    |          |
|------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額             | 16,800千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭<br>その他の財産上の利益の合計額 | 16,800千円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、下記に掲げる監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることとします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 「経営理念」及び「倫理規程」を制定し、取締役及び使用人に対し、法令・定款の遵守を徹底する。
- ② 内部統制委員会を設置し、社内規程の整備を通じて、適切な業務運営の維持・向上を進める。
- ③ 内部通報制度を制定し、コンプライアンスに係る諸問題が発生した場合の早期把握・早期是正に努める。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行に係る情報については、管理基準及び管理体制を整備し、法令及び社内規則に基づき作成・保存する。
- ② 取締役及び監査役は、いつでもこれらの文書等を閲覧できるものとする。

### (3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ① 事業上のリスクについては、各部門がそれぞれの部門に関するリスクの管理を行う。
- ② 各部門長は、毎月の経営会議において、必要に応じてリスク管理の状況について報告する。
- ③ 監査役及び内部監査部門は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役に報告する。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 経営に関する重要事項については、各部門長が出席する経営会議で十分な議論を行い、その審議を経て、取締役会で決議する。
- ② 原則として、経営会議は月2回、取締役会は月1回開催することとし、必要に応じて臨時の経営会議及び取締役会を適宜開催する。

### (5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役は、内部統制委員会の従業員に監査に必要な業務を命じることができるものとする。
- ② 監査役から監査に必要な業務の命令を受けた従業員は、その業務の遂行にあたって、取締役の指揮命令を受けないものとする。

**(6) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

- ① 取締役及び使用人は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について、その都度監査役に報告するものとする。
- ② 監査役は、取締役及び使用人に対して、必要に応じていつでも業務の執行状況の報告を求めることができるものとする。

**(7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 監査役は、必要に応じて、経営会議等重要な会議に出席することができる。
- ② 監査役は、監査報告会を開催し、社長と定期的に情報及び意見の交換を行う。
- ③ 監査役は、定期的に会計監査人と会合を持ち、情報及び意見の交換を行う。

**(8) 財務報告の信頼性を確保するための体制**

- ① 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく、有効かつ適正な内部統制システムを構築する。
- ② また、本システムが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

**(9) 反社会的勢力排除に向けた体制**

- ① 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを基本方針とする。
- ② また、必要に応じて警察、顧問弁護士等の外部専門機関と連携を取り、体制の強化を図るものとする。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

### (1) 剰余金の配当及び内部留保

当社では、株主の皆様への利益還元を経営の重要な施策の一つとして位置付けており、将来における企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保を確保しつつ、安定的な利益還元を継続的に行うことを基本方針としております。

### (2) 自己株式の取得

当社では、将来の経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能にするため、必要に応じて自己株式の取得を実施することとしております。

当社では、期末配当金として年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。

この基本方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましては、1株当たり3円の普通配当とさせていただきます。

また、当事業年度におきましては、平成26年8月18日から平成26年12月31日までの期間中に、自己株式47千株を7,260千円にて取得いたしました。

---

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

| 資 産 の 部         |                  | 負 債 の 部          |                  |
|-----------------|------------------|------------------|------------------|
| 科 目             | 金 額              | 科 目              | 金 額              |
|                 | 千円               |                  | 千円               |
| <b>流 動 資 産</b>  | <b>2,348,522</b> | <b>流 動 負 債</b>   | <b>1,132,949</b> |
| 現金及び預金          | 534,221          | 支払手形             | 413,156          |
| 受取手形            | 388,633          | 買掛金              | 213,377          |
| 売掛金             | 710,692          | 短期借入金            | 130,000          |
| 電子記録債権          | 26,552           | 1年内返済予定の長期借入金    | 73,880           |
| 製品              | 501,102          | 1年内償還予定の社債       | 20,000           |
| 仕掛品             | 59,406           | リース債務            | 44,973           |
| 原材料及び貯蔵品        | 108,209          | 未払金              | 34,485           |
| 前渡金             | 1,423            | 未払費用             | 49,211           |
| 前払費用            | 9,823            | 未払法人税等           | 8,929            |
| その他             | 8,454            | 未払消費税            | 19,076           |
| <b>固 定 資 産</b>  | <b>2,732,284</b> | 設備支払手形           | 38,167           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>2,252,584</b> | 賞与引当金            | 72,676           |
| 建物              | 331,456          | その他              | 15,015           |
| 構築物             | 18,343           | <b>固 定 負 債</b>   | <b>1,113,847</b> |
| 機械及び装置          | 255,405          | 社債               | 60,000           |
| 車両運搬具           | 1,295            | 長期借入金            | 150,210          |
| 工具、器具及び備品       | 21,821           | 長期リース債務          | 75,979           |
| 土地              | 1,467,548        | 繰延税金負債           | 34,815           |
| 建設仮勘定           | 156,714          | 再評価に係る繰延税金負債     | 356,998          |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>479,700</b>   | 退職給付引当金          | 340,337          |
| 投資有価証券          | 260,818          | 資産除去債務           | 10,672           |
| 出資              | 120              | 長期未払金            | 2,430            |
| 長期前払費用          | 3,925            | 長期預り保証金          | 82,403           |
| 差入保証金           | 36,910           | <b>負 債 合 計</b>   | <b>2,246,796</b> |
| 投資不動産           | 172,299          | <b>純 資 産 の 部</b> |                  |
| その他             | 8,126            | <b>株 主 資 本</b>   | <b>1,989,082</b> |
| 貸倒引当金           | △2,500           | 資本金              | 1,000,000        |
|                 |                  | 資本剰余金            | 184,045          |
|                 |                  | 資本準備金            | 100,000          |
|                 |                  | その他資本剰余金         | 84,045           |
|                 |                  | <b>利 益 剰 余 金</b> | <b>925,313</b>   |
|                 |                  | 利益準備金            | 22,174           |
|                 |                  | その他利益剰余金         | 903,138          |
|                 |                  | 繰越利益剰余金          | 903,138          |
|                 |                  | <b>自 己 株 式</b>   | <b>△120,276</b>  |
|                 |                  | 評価・換算差額等         | 828,135          |
|                 |                  | その他有価証券評価差額金     | 99,777           |
|                 |                  | 土地再評価差額金         | 728,358          |
|                 |                  | 新株予約権            | 16,792           |
|                 |                  | <b>純 資 産 合 計</b> | <b>2,834,010</b> |
| <b>資 産 合 計</b>  | <b>5,080,807</b> | <b>負債及び純資産合計</b> | <b>5,080,807</b> |

# 損益計算書

平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで

| 科 目                    | 金 額    |                  |
|------------------------|--------|------------------|
|                        | 千円     | 千円               |
| 売 上 高                  |        | 5,074,600        |
| 売 上 原 価                |        | 3,834,222        |
| <b>売 上 総 利 益</b>       |        | <b>1,240,378</b> |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費    |        | 1,051,746        |
| <b>営 業 利 益</b>         |        | <b>188,632</b>   |
| <b>営 業 外 収 益</b>       |        |                  |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金      | 4,679  |                  |
| そ の 他                  | 60,263 | 64,942           |
| <b>営 業 外 費 用</b>       |        |                  |
| 支 払 利 息                | 3,990  |                  |
| そ の 他                  | 43,646 | 47,637           |
| <b>経 常 利 益</b>         |        | <b>205,937</b>   |
| <b>特 別 利 益</b>         |        |                  |
| 固 定 資 産 売 却 益          | 2,054  | 2,054            |
| <b>特 別 損 失</b>         |        |                  |
| 固 定 資 産 除 売 却 損        | 3,402  | 3,402            |
| <b>税 引 前 当 期 純 利 益</b> |        | <b>204,589</b>   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税  |        | 19,884           |
| 法 人 税 等 調 整 額          |        | △283             |
| <b>当 期 純 利 益</b>       |        | <b>184,987</b>   |

# 株主資本等変動計算書

平成26年4月1日から

平成27年3月31日まで

| 科 目             | 残高及び変動事由              | 金 額       |
|-----------------|-----------------------|-----------|
|                 |                       | 千円        |
| 株 主 資 本         |                       |           |
| 資 本 金           | 当期首残高                 | 1,000,000 |
|                 | 当期末残高                 | 1,000,000 |
| 資 本 剰 余 金       |                       |           |
| 資 本 準 備 金       | 当期首残高                 | 100,000   |
|                 | 当期末残高                 | 100,000   |
| その他資本剰余金        | 当期首残高                 | 60,267    |
|                 | 当期変動額 自 己 株 式 の 処 分   | 23,777    |
|                 | 当期末残高                 | 84,045    |
| 利 益 剰 余 金       |                       |           |
| 利 益 準 備 金       | 当期首残高                 | 16,659    |
|                 | 当期変動額 利 益 準 備 金 の 積 立 | 5,515     |
|                 | 当期末残高                 | 22,174    |
| その他利益剰余金        | 当期首残高                 | 783,336   |
| 繰越利益剰余金         | 会計方針の変更による累積的影響額      | △4,514    |
|                 | 会計方針の変更を反映した当期首残高     | 778,822   |
|                 | 当期変動額 剰 余 金 の 配 当     | △55,154   |
|                 | 当 期 純 利 益             | 184,987   |
|                 | 利 益 準 備 金 の 積 立       | △5,515    |
|                 | 当期末残高                 | 903,138   |
| 自 己 株 式         | 当期首残高                 | △79,466   |
|                 | 当期変動額 自 己 株 式 の 取 得 分 | △88,915   |
|                 | 自 己 株 式 の 処 分         | 48,105    |
|                 | 当期末残高                 | △120,276  |
| 株 主 資 本 合 計     | 当期首残高                 | 1,880,796 |
|                 | 会計方針の変更による累積的影響額      | △4,514    |
|                 | 会計方針の変更を反映した当期首残高     | 1,876,282 |
|                 | 当期変動額                 | 112,800   |
|                 | 当期末残高                 | 1,989,082 |
| 評 価 ・ 換 算 差 額 等 |                       |           |
| その他有価証券評価差額金    | 当期首残高                 | 39,825    |
|                 | 当期変動額 (純額)            | 59,951    |
|                 | 当期末残高                 | 99,777    |
| 土地再評価差額金        | 当期首残高                 | 691,248   |
|                 | 当期変動額 (純額)            | 37,109    |
|                 | 当期末残高                 | 728,358   |
| 新 株 予 約 権       | 当期首残高                 | 9,163     |
|                 | 当期変動額 (純額)            | 7,629     |
|                 | 当期末残高                 | 16,792    |
| 純 資 産 合 計       | 当期首残高                 | 2,621,034 |
|                 | 会計方針の変更による累積的影響額      | △4,514    |
|                 | 会計方針の変更を反映した当期首残高     | 2,616,519 |
|                 | 当期変動額                 | 217,490   |
|                 | 当期末残高                 | 2,834,010 |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

##### ② たな卸資産

製品・仕掛品・  
原材料・貯蔵品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

##### ③ デリバティブ

時価法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産及び投資不動産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備は除く）

平成10年3月31日以前に取得したもの

旧定率法によっております。

平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したもの

旧定額法によっております。

平成19年4月1日以降に取得したもの

定額法によっております。

建物以外

平成19年3月31日以前に取得したもの

旧定率法によっております。

平成19年4月1日以降に取得したもの

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 7～50年

機械装置 8～9年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

##### ③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

### (3) 引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### ② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出にあてるため、支給見込額のうち、当事業年度負担額を計上しております。

#### ③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、会計基準変更時差異については、15年による按分額を費用処理しています。また、数理計算上の差異については、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数である8年による按分額をそれぞれ発生の翌期より費用処理しています。

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、割引率の決定方法を、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が4,514千円増加し、利益剰余金が4,514千円減少しております。なお損益に与える影響は軽微であります。

### (4) 消費税等の会計処理の方法

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

|                         |             |
|-------------------------|-------------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額      | 4,441,764千円 |
| (2) 投資不動産の減価償却累計額       | 84,901千円    |
| (3) 担保に供している資産及び担保に係る債務 |             |
| ① 担保に供している資産            |             |
| 土                地      | 1,412,456千円 |
| 建                物      | 325,130千円   |
| 投資不動産                   | 172,299千円   |
| ② 担保に係る債務               |             |
| 短期借入金                   | 80,000千円    |
| 長期預り保証金                 | 12,000千円    |

### (4) 重要な係争事件

① 当社他1社は、平成25年5月23日付で、土地売買契約の買主である株式会社TRY&TRUSTから、本件土地地下に大量の陶器片等が混入していること、または混入しているおそれがあることを説明・告知すべき信義則上の義務があるにも関わらず、これを怠ったとして損害賠償請求訴訟（損害賠償請求額271,078千円）の提起を受けました。当社は原告の主張を認めておらず、本件裁判において当社の正当性を主張していく考えであります。

② 当社他1社は、平成26年3月7日付で、人材派遣会社に雇用されていたと主張する労働者から、当社工場内の就労場所で労災事故に遭ったとして、不法行為又は安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求訴訟（損害賠償請求額16,098千円）の提起を受けました。当社は原告の主張を認めておらず、本件裁判において当社の正当性を主張していく考えであります。

### (5) 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「土地再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

#### ・再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算定する方法によって算出しております。

#### ・再評価を行った年月日

平成14年3月31日

#### ・再評価を行った土地の当期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

609,466千円

### 3. 株主資本等変動計算書に関する注記

#### (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類   | 当事業年度期首<br>株 式 数 | 当事業年度<br>増加株式数 | 当事業年度<br>減少株式数 | 当事業年度末<br>株 式 数 |
|---------|------------------|----------------|----------------|-----------------|
| 普通株式(株) | 19,167,715       | —              | —              | 19,167,715      |

#### (2) 自己株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類   | 当事業年度期首<br>株 式 数 | 当事業年度<br>増加株式数 | 当事業年度<br>減少株式数 | 当事業年度末<br>株 式 数 |
|---------|------------------|----------------|----------------|-----------------|
| 普通株式(株) | 782,730          | 540,758        | 462,000        | 861,488         |

(注) 1. 増加株式数の内訳は、次のとおりであります。

平成26年8月8日の取締役会決議による自己株式の取得による増加 47,000株  
 資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)による取得による増加 493,000株  
 単元未満株式の買取りによる増加 758株

2. 減少株式数の内訳は、次のとおりであります。

平成26年5月27日の取締役会決議による第三者割当による自己株式の処分による減少  
 130,000株

平成27年2月23日の取締役会決議による第三者割当による自己株式の処分による減少  
 313,000株

ストック・オプション権利行使による自己株式の処分による減少 19,000株

3. 当事業年度末株式数には、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が保有する自社の  
 株式数 493,000株が含まれております。

#### (3) 配当に関する事項

##### ① 配当金支払額

| (決議)                   | 株式の種類 | 配当金の<br>総額(千円) | 配当の原資 | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日            | 効力発生日          |
|------------------------|-------|----------------|-------|-----------------|----------------|----------------|
| 平成26年<br>5月13日<br>取締役会 | 普通株式  | 55,154         | 利益剰余金 | 3               | 平成26年<br>3月31日 | 平成26年<br>6月30日 |

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度と  
 なるもの

| (決議)                   | 株式の種類 | 配当金の<br>総額(千円) | 配当の原資 | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日            | 効力発生日          |
|------------------------|-------|----------------|-------|-----------------|----------------|----------------|
| 平成27年<br>5月13日<br>取締役会 | 普通株式  | 56,397         | 利益剰余金 | 3               | 平成27年<br>3月31日 | 平成27年<br>6月29日 |

(注) 「配当金の総額」には、資産管理サービス信託株式会社(信託E口)が保有する当社株式(自  
 己株式)に対する配当金1,479千円が含まれております。

#### 4. 税効果会計に関する注記

##### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

###### 繰延税金資産

|                |            |
|----------------|------------|
| 棚卸在庫否認額        | 9,398千円    |
| 賞与引当金繰入限度超過額   | 23,568千円   |
| ゴルフ会員権評価損否認    | 822千円      |
| 退職給付引当金繰入限度超過額 | 107,716千円  |
| 有価証券評価損        | 15,524千円   |
| 減損損失           | 3,045千円    |
| 固定資産除却売却損否認    | 1,809千円    |
| 一括償却資産         | 909千円      |
| 資産除去債務         | 3,377千円    |
| その他            | 12,223千円   |
| 繰延税金資産 小計      | 178,398千円  |
| 評価性引当額         | △178,398千円 |
| 繰延税金資産 合計      | 一千円        |

###### 繰延税金負債

|              |           |
|--------------|-----------|
| その他有価証券評価差額金 | △32,920千円 |
| 資産除去債務       | △1,895千円  |
| 繰延税金負債合計     | △34,815千円 |
| 繰延税金負債の純額    | △34,815千円 |

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

|                       |        |
|-----------------------|--------|
| 法定実効税率                | 34.9%  |
| (調整)                  |        |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目    | 3.6%   |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目  | △0.2%  |
| 住民税均等割                | 3.5%   |
| 評価性引当金の増減             | △7.9%  |
| 繰越欠損金                 | △30.6% |
| 税率変更による期末繰延税金資産等の減額修正 | 8.4%   |
| 試験研究費等の税額控除           | △2.0%  |
| その他                   | △0.2%  |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率     | 9.5%   |

(3) 法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成27年4月1日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前事業年度の34.9%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成27年4月1日から平成28年3月31日までのものは32.4%、平成28年4月1日以降のものについては31.6%にそれぞれ変更されております。

この変更により、固定負債の繰延税金負債が3,619千円、再評価に係る繰延税金負債が37,109千円それぞれ減少し、その他有価証券評価差額金が3,422千円、土地再評価差額金が37,109千円、法人税等調整額(貸方)が197千円それぞれ増加しております。

## 5. リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については、短期的な預金等に限定し、投機的な投資は行わない方針であります。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されていますが、与信管理規程に沿って相手先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用状況を把握しリスク低減を図っております。また投資有価証券は主として取引先銀行の株式であり、四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である買掛金は、ほとんどが翌月現金又は支払手形にて支払っております。支払手形は、4.5カ月の支払期日です。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次の表には含めておりません。

|                     | 貸借対照表<br>計上額(千円) | 時価<br>(千円) | 差額<br>(千円) |
|---------------------|------------------|------------|------------|
| ① 現金及び預金            | 534,221          | 534,221    | —          |
| ② 受取手形              | 388,633          | 388,633    | —          |
| ③ 売掛金               | 710,692          | 710,692    | —          |
| ④ 投資有価証券<br>その他有価証券 | 252,478          | 252,478    | —          |
| 資産合計                | 1,886,026        | 1,886,026  | —          |
| ⑤ 支払手形              | 451,323          | 451,323    | —          |
| ⑥ 買掛金               | 213,377          | 213,377    | —          |
| ⑦ 短期借入金             | 130,000          | 130,000    | —          |
| ⑧ 社債                | 80,000           | 80,000     | —          |
| ⑨ 長期借入金             | 224,090          | 224,717    | 627        |
| ⑩ 長期預り保証金           | 82,403           | 82,403     | —          |
| ⑪ リース債務             | 120,953          | 121,080    | 127        |
| 負債合計                | 1,302,147        | 1,302,903  | 755        |

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

#### ① 現金及び預金、② 受取手形、③ 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### ④ 投資有価証券

投資有価証券の時価については、株式は取引所の価格によっております。

⑤ 支払手形、⑥ 買掛金、⑦ 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑧ 社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

⑨ 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

⑩ 長期預り保証金

長期預り保証金の時価は、合理的と考えられる割引率を用いて算定しております。

⑪ リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 非上場株式(貸借対照表計上額8,340千円)は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「④ 投資有価証券 その他有価証券」に含めておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

|        | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>2年以内<br>(千円) | 2年超<br>3年以内<br>(千円) | 3年超<br>4年以内<br>(千円) | 4年超<br>5年以内<br>(千円) |
|--------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 現金及び預金 | 534,221      | —                   | —                   | —                   | —                   |
| 受取手形   | 388,633      | —                   | —                   | —                   | —                   |
| 売掛金    | 710,692      | —                   | —                   | —                   | —                   |
| 合計     | 1,633,547    | —                   | —                   | —                   | —                   |

(注4) 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

|       | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>2年以内<br>(千円) | 2年超<br>3年以内<br>(千円) | 3年超<br>4年以内<br>(千円) | 4年超<br>5年以内<br>(千円) |
|-------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 短期借入金 | 130,000      | —                   | —                   | —                   | —                   |
| 社債    | 20,000       | 20,000              | 20,000              | 20,000              | —                   |
| 長期借入金 | 73,880       | 72,010              | 43,880              | 34,320              | —                   |
| リース債務 | 44,973       | 45,433              | 30,546              | —                   | —                   |
| 合計    | 268,853      | 137,443             | 94,426              | 54,320              | —                   |

## 7. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の状況及び時価に関する事項

### (1) 賃貸等不動産の概要

当社は、愛知県常滑市内に、賃貸用のオフィスビル(土地含む)を有しております。

### (2) 賃貸等不動産の貸借対照表計上額及び当事業年度における主な変動並びに決算日における時価及び当該時価の算定方法

| 貸借対照表計上額(千円)  |              |              | 決算日における<br>時価(千円) |
|---------------|--------------|--------------|-------------------|
| 当事業年度<br>期首残高 | 当事業年度<br>増減額 | 当事業年度<br>末残高 |                   |
| 174,093       | △1,794       | 172,299      | 206,000           |

(注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 賃貸等不動産における当事業年度増減額は、減価償却費1,794千円の減少によるものであります。

3. 時価の算定方法は、「不動産鑑定評価基準」に基づいた鑑定評価額であります。

### (3) 賃貸等不動産に関する損益

当該賃貸等不動産に係る賃貸損益は、39,745千円(賃貸収益は営業外収益に、賃貸費用は営業外費用に計上)であります。

## 8. 持分法損益等に関する注記

該当事項はありません。

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

親会社及び法人主要株主等

| 種類       | 会社等の<br>名称            | 議決権等の<br>所有(被所有)<br>割合 | 関連当事者<br>との関係        | 取引の内容        | 取引金額<br>(千円) | 科目  | 期末残高<br>(千円) |
|----------|-----------------------|------------------------|----------------------|--------------|--------------|-----|--------------|
| 主要<br>株主 | タカラスタン<br>ダード<br>株式会社 | (被所有)<br>直接 15.7%      | 衛生設備機<br>器の販売と<br>購入 | トイレ商品の<br>販売 | 1,419,204    | 売掛金 | 104,445      |
|          |                       |                        |                      | 鏡台等の<br>購入   | 42,369       | 買掛金 | 4,432        |

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引条件は、一般取引条件と同様にまたは市場価格等を勘案し、交渉の上決定しております。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産   | 153円89銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 10円03銭  |

(注) 株主資本において自己株式として計上されている資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が保有する当社株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。

1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は37,923株であり、1株当たり純資産の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は493,000株であります。

## 11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 12. その他の注記

該当事項はありません。

## 13. 追加情報

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

### (1) 株式給付信託(J-ESOP)の概要

当社は、平成27年1月26日開催の取締役会において、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めるため、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託(J-ESOP)」の導入を決議いたしました。

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。当社は、従業員に対し個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権の取得をしたときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

本制度の導入により、当社従業員の株価及び業績向上への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことに寄与することが期待されます。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)を適用し、当社から信託へ自己株式を処分した時点で処分差額を認識し、信託が保有する株式に対する当社からの配当金および信託に関する諸費用の純額を負債に計上しております。

(2) 信託に残存する自社の株式

当事業年度末において株式給付信託口が保有する当社株式は、貸借対照表の純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額および株式数は81,533千円、493,000株であります。

独立監査人の監査報告書

平成27年 5月 8日

ジャニス工業株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 宮 本 正 司 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 久 野 誠 一 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ジャニス工業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第81期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制と検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第81期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた当期の監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人及び会計監査人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告及び説明を受けました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月12日

ジャニス工業株式会社 監査役会

常勤監査役 水野 修 ㊞

社外監査役 森田 雅也 ㊞

社外監査役 水野 吉博 ㊞

(注) 監査役森田雅也及び監査役水野吉博は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)             | 略歴、地位、担当または重要な兼職の状況                                                       |                                                                                    | 候補者の有する<br>当社の株式数 |
|-------|--------------------------|---------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1     | 山 川 芳 範<br>(昭和28年10月4日生) | 昭和53年4月<br>平成12年1月<br>平成13年12月<br>平成17年3月<br>平成19年6月<br>平成21年6月           | 当社入社<br>当社景観営業部長<br>当社建材営業部長<br>当社生産部長<br>当社取締役就任<br>当社代表取締役社長就任<br>(現在に至る)        | 330,000株          |
| 2     | 谷 口 敏 彦<br>(昭和29年9月27日生) | 昭和54年4月<br>平成15年3月<br>平成17年3月<br>平成21年6月<br>平成21年6月                       | 当社入社<br>当社大阪支店長<br>当社西日本支店長<br>当社取締役就任(現在に至る)<br>当社営業部長(現在に至る)                     | 54,000株           |
| 3     | 宇 野 正 敏<br>(昭和31年6月20日生) | 昭和55年4月<br>平成14年7月<br>平成15年2月<br>平成16年1月<br>平成18年7月<br>平成24年3月<br>平成24年6月 | 当社入社<br>当社生産部長<br>当社生産技術部長<br>当社社長室長<br>当社衛陶工場長<br>当社生産部長(現在に至る)<br>当社取締役就任(現在に至る) | 31,000株           |
| 4     | 富 本 和 伸<br>(昭和42年5月23日生) | 平成3年4月<br>平成16年1月<br>平成18年11月<br>平成20年3月<br>平成24年6月                       | 当社入社<br>当社営業統括室長<br>当社事業推進室長<br>当社経営管理部長(現在に至る)<br>当社取締役就任(現在に至る)                  | 24,000株           |

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は社外取締役候補者を選任しておりませんが、社外取締役を置くことが相当でないと判断した理由は、当社の事業内容に精通する専門家の社外取締役候補者を探すのは非常に困難があり、門外漢の候補者を選ぶことはかえって企業価値を損なうおそれがあります。また監査役を含め少数で運営する中で、取締役の増員は経営判断への影響が大きく、慎重に判断する必要があります。一方、社外監査役を含めた各監査役は、取締役会において適宜必要に応じた積極的な意見を表明しており、これらは各取締役が議決権行使をするにあたって有益なものとなっています。従って、社外取締役に對し一般に期待される経営全般や利益相反の監督機能は実質的に実現されておりますので、適任者を見出せなかった現時点において、単に形式的にのみ社外取締役に選任することは、求められている企業価値の維持向上の観点からも適切でないと考えております。

なお、会社法施行規則第74条に定める取締役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。

## 第2号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)           | 略歴、地位または重要な兼職の状況                                   |                                                                                                   | 候補者の有する<br>当社の株式数 |
|-------|------------------------|----------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1     | 水野 修<br>(昭和30年4月5日生)   | 昭和53年3月<br>平成18年11月<br>平成20年3月<br>平成22年6月          | 当社入社<br>当社生産部品質保証課長<br>当社生産部生産技術課長<br>当社監査役就任(現在に至る)                                              | 23,000株           |
| 2     | 森田 雅也<br>(昭和35年2月5日生)  | 昭和62年11月<br>平成3年4月<br>平成5年8月<br>平成15年6月<br>平成16年4月 | 税理士登録<br>公認会計士登録<br>森田英治税理士事務所入所<br>当社監査役就任(現在に至る)<br>税理士法人森田会計パートナーズ<br>(現ライト税理士法人)代表社員就任(現在に至る) | 34,000株           |
| 3     | 水野 吉博<br>(昭和53年8月16日生) | 平成17年10月<br>平成17年10月<br>平成25年6月                    | 弁護士登録<br>弁護士法人 後藤・太田・立岡法律事務所(現在に至る)<br>当社監査役就任(現在に至る)                                             | 1,000株            |

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 候補者森田雅也氏及び水野吉博氏は、社外監査役候補者であります。  
3. 社外監査役候補者の選任理由、社外監査役としての独立性及び社外監査役との責任限定契約について

(1) 社外監査役候補者の選任理由及び独立性について

①森田雅也氏につきましては、同氏がこれまで培ってきた公認会計士及び税理士としての専門的な知識・経験等を当社の監査業務に活かしていただきたいため、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏がこれまで当社の会計監査人または顧問税理士であったことはありません。また、同氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって12年であります。

②水野吉博氏につきましては、弁護士として培われた法律知識を、当社の監査業務に活かしていただきたいため、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。

(2) 社外監査役としての職務を適切に遂行することができるかと判断する理由について

水野吉博氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

(3) 社外監査役との責任限定契約について

当社は、社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、現行定款において、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。社外監査役候補者である森田雅也氏及び水野吉博氏は、現在当社との間で、当該責任限定契約を締結しており、再任された場合は、当該契約を継続する予定であります。その契約内容の概要は、次のとおりであります。

当社と、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する場合、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた金額または会社法第427条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額となります。

なお、会社法施行規則第76条に定める監査役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

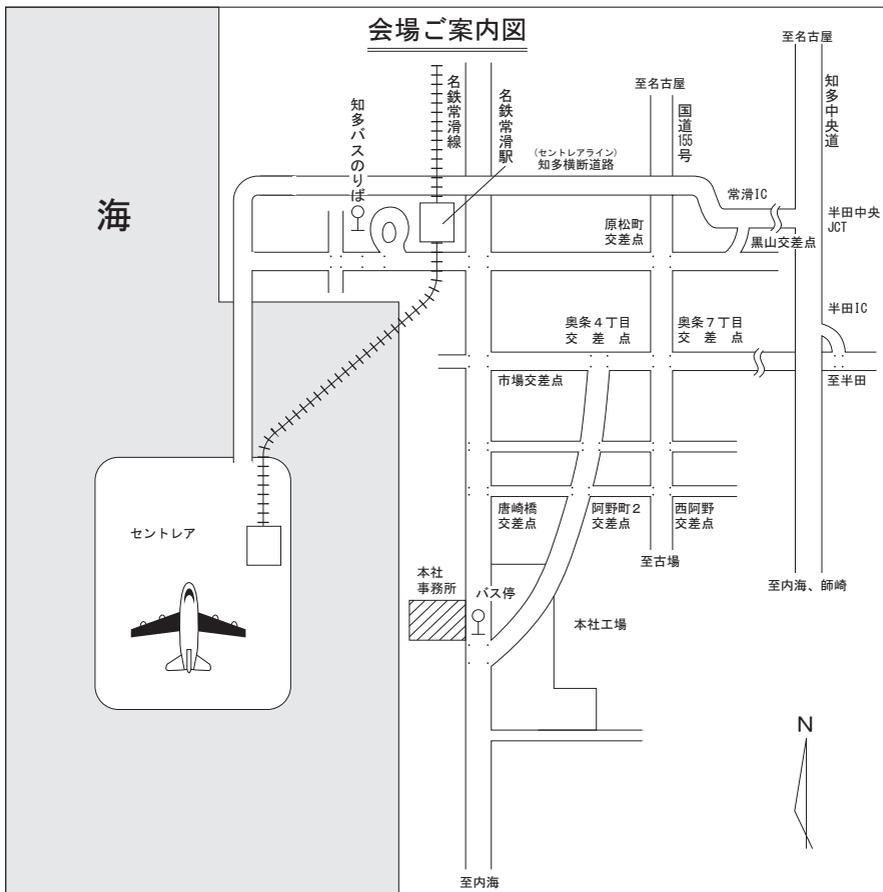
補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)          | 略歴、地位または重要な兼職の状況 |                                           | 候補者の有する<br>当社の株式数 |
|-----------------------|------------------|-------------------------------------------|-------------------|
| 中村勝己<br>(昭和36年8月30日生) | 平成元年4月<br>平成元年4月 | 弁護士登録<br>弁護士法人 後藤・太田・立岡法<br>律事務所入所(現在に至る) | 0株                |

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 中村勝己氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 補欠の社外監査役候補者とする理由、社外監査役としての職務を適切に遂行することができると判断する理由及び社外監査役との責任限定契約について
- (1) 補欠の社外監査役候補者とする理由について  
中村勝己氏につきましては、長年の弁護士として培われた法律知識を、当社の監査業務に活かしていただきたいたため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。
- (2) 社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断する理由について  
中村勝己氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
- (3) 社外監査役との責任限定契約について  
当社は、社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、定款において、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、中村勝己氏が監査役に就任された場合は、社外監査役として、当社との間で、当該責任限定契約を締結する予定であります。  
その契約内容の概要は、次のとおりであります。  
当社と、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する場合、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた金額または会社法第427条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額となります。

なお、会社法施行規則第76条に定める監査役の選任に関する議案及び会社法施行規則第96条に定める補欠の会社役員員の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。

以上



名鉄常滑線「常滑駅」から約10分

- ・ 知多バス「上野間駅」行き「ジャニス工業前」バス停  
(但し、便数が少ないのでご注意ください)
- ・ タクシーにて

知多半島道路 半田中央JCT →

知多横断道路(セントレアライン) 常滑I.C よりお車で約10分